

東海村産業・情報プラザ 創業オフィス・デスク 入居者募集要項

1. 募集対象

- ・未創業の者又は創業後 5 年を経過していない者(個人・法人を問わない。)であること。
(使用期間の延長をしようとする者は除きます。)
- ・居住地の市区町村税に未納がないこと。
- ・法人の場合は東海村に登記(予定)であること, 個人の場合は東海村を事業地として税務署に届出(予定)であること。

2. 施設概要

(1) 創業オフィス

パーティションで区切られた個室タイプのオフィス

部屋No.	面積	月額使用料	入居期間
201	12 平米	36,000 円	3 年 (1 年以内の延長あり)
202	10 平米	28,800 円	
203			

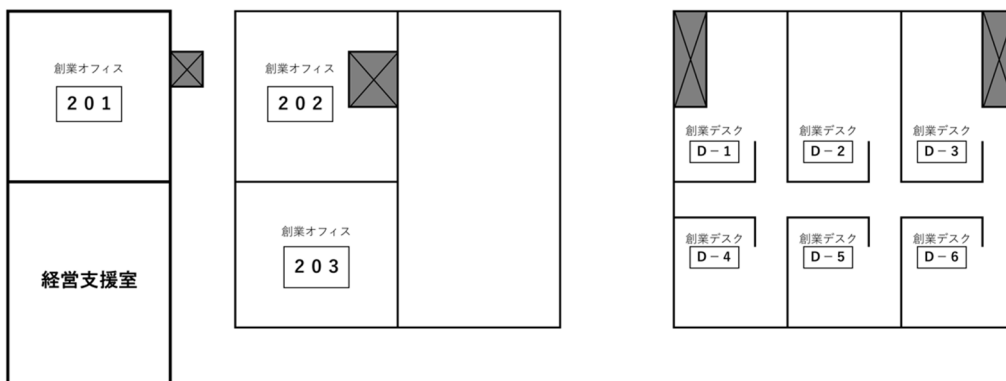
(2) 創業デスク

デスクのみ設置された共有タイプのオフィス

部屋No.	面積	月額使用料	入居期間
D-1	8 平米	10,800 円	2 年 (1 年以内の延長あり)
D-2			
D-3			
D-4	5 平米	7,200 円	
D-5			
D-6			

創業オフィス・創業デスク

配置図



(3) 備品・設備等

【備品】

- ・事務デスク 1 台 ・机下ワゴン（鍵付き） 1 台 ・事務チェア 1 台 ・タスクライト 1 台
- ※電話・FAX・複写機の用意はございません。

【設備等】

- ・インターネット通信費，水道光熱費，共益費込み ・郵便ポスト
- ・本住所の使用可能（例：法人登記申請，個人事業の開業届，HP・チラシへの住所掲載等）
- ・冷暖房完備（館内一括管理）

(4) 利用可能時間

24 時間 365 日（専用のセキュリティカードで入室可能）

(5) 利用の際の遵守事項

- ・入居者は事業報告を兼ねた，ビジネスサポート窓口（中小企業診断士）への受診が必要となります。（例：入居 1 年目・2～3 ヶ月に 1 回，入居 2 年目以降・3 ヶ月～半年に 1 回）

(6) 利用料

- ・毎月末日までに翌月分利用料を支払い（末日が休日にあたる場合はその前日まで）

口座振替による納付が可能です ※納付には所定の口座振替依頼書が必要となります

引き落とし日：毎月 25 日（25 日が休日にあたる場合は翌営業日）

取扱い金融機関

常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・茨城県信用組合・中央労働金庫（東海村・水戸市
ひたちなか市・那珂市・常陸太田市にある本店・各支店）・常陸農業協同組合

(7) その他（注意事項等）

- ・使用者の不注意によって生じた事故等については当施設では責任は負いません。
- ・貸出品の紛失や破損があった場合には，状況に応じてご負担をお願いすることがあります。
- ・鍵の複製又は取り換えは，あらかじめ許可を得る必要があります。
- ・駐車場の用意はございません
- ・事業周知のための，屋外（窓）への掲示は認められません。

参考 東海村産業・情報プラザ iVil(アイヴィル) 施設概要

【開館時間】午前 9 時～午後 9 時

【閉館日】毎週火曜日（祝日にあたる場合は翌平日）・年末年始（12/29～1/3）

* 臨時に開館時間の変更や休館となる場合があります。

【施設内設備】

- ・多目的ホールやスタジオなど開放している設備については，一般の方と同様にご利用可能です。（予約や料金等詳細については，アイヴィル 2F 観光協会事務局へお問い合わせください。）

3. 申込受付

(1) 申込期間 随時受付

※利用を希望する1か月前までに申請書の提出が必要となります。

(2) 必要書類

- ・東海村産業・情報プラザ創業オフィス・創業デスク使用許可申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・（村外に法人登記若しくは在住している場合）市区町村税に未納がないことを証する書類（完納証明書等）
- ・直近の決算書（法人）又は確定申告書（個人事業主）の写し（未開業の者を除く）
- ・履歴事項全部証明書（法人）又は開業届の写し（個人事業主）（未開業の者を除く）
- ・許認可、資格を要する事業の場合は許可書、資格証明等の写し

(3) 申込方法

申込前にインキュベーションマネージャーに相談の上、必要書類を産業政策推進担当へ提出
【問い合わせ先】

経営支援室 インキュベーションマネージャー

〒319-1118 東海村舟石川駅東 3-1-1 東海村産業・情報プラザ（iVil）2階 経営支援室

Tel：029-212-5700 E-mail:sakamoto@htc.co.jp

東海村役場 産業政策課 産業政策推進担当

〒319-1118 東海村舟石川駅東 3-1-1 東海村産業・情報プラザ（iVil）1階

Tel：029-287-0925 E-mail:sangyou@vill.tokai.ibaraki.jp

(4) 入居審査

入居申込書をもとに書類審査を行います。

① 要件

確認事項	
申請書類が整っていること	
市区町村税に未納がないこと	
創業支援期間（未創業の者又は創業後5年を経過していない者）であること	

② 評価項目

評価項目	確認事項	主な視点
事業内容	事業計画の妥当性	市場ニーズの把握、顧客ニーズの理解が十分か、事業スケジュールが適切か、過去の職務経験、学歴、専門スキルが活用可能か、事

		業の実施に当たって必要となる資格等があるか (取得見込みか)
	資金・収支計画の妥当性	売上, 利益, コスト等の計画が十分か
起業者の資質	起業への意欲	起業への準備・活動を既に実施しているか
施設利用目的	利用の適切性	オフィス・デスクの利用にふさわしい事業を営むか (騒音・振動等の発生はないか) , オフィス・ デスクの利用による事業目的の達成が可能か

(5) 結果の通知

入居審査の結果は、書面にてご連絡します。